



事務連絡
平成30年6月13日

一般社団法人全国住宅産業協会
担当者様

国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課 課長補佐

国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定制度の活用促進について

平素より、国土交通行政の推進につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定制度（以下、「19条5項指定」という。）とは、土地に関する様々な測量・調査の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱う事ができるよう、当該成果を国が指定する制度です。

19条5項指定は、測量・調査を行った主体の申請に基づき指定されますが、指定を受けた地図は登記所における正式な地図（不動産登記法14条1項の地図）として備え付けるために、登記所に送付されます。これにより、測量成果である地図が公的に管理され、成果の散逸がなくなりますので、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、将来の土地取引や用地取得の円滑化及び災害時の復旧活動の迅速化等に効果があります。

これまでも19条5項指定について活用を促すべく周知を図ってきたところであり、また、財政的な支援措置としても、19条5項指定に必要な調査・測量経費に対して、予算の範囲内で一定の割合を補助する「地籍整備推進調査費補助金」について、国土交通省ホームページ「地籍調査Webサイト」等で募集し、活用を促してきたところです。

今般、19条5項指定について制度内容の理解と指定に向けた取組の促進をさらに図るべく、「国土調査法第19条第5項指定申請の手引き」を作成し、国土交通省ホームページ「地籍調査Webサイト」に掲載したところです。また、民間事業者等を対象とした地籍整備推進調査費補助金の募集も5月30日より行っています。貴団体に所属されている各事業者様に対して、本手引きをご活用の上、各々の事業において作成される様々な測量成果を地籍整備に活用すべく、補助金の活用を含め、19条5項指定の申請について、ご検討いただくことを周知していただきますようお願いいたします。

◆国土交通省地籍調査Webサイト

・手引きや19条5項指定の申請様式等については以下のウェブページ

「国土調査以外の測量成果の活用について ～国土調査法第19条第5項指定制度～」

(<http://www.chiseki.go.jp/plan/katuyou/index.html>)

- ・地籍整備推進調査費補助金については以下のウェブページ
「地籍整備推進調査費補助金」

(<http://www.chiseki.go.jp/plan/hojokin/index.html>)

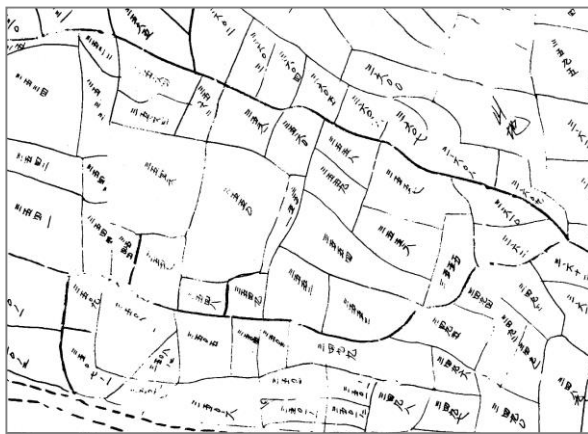
国土調査法19条5項指定とは？

○国土調査法では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に取り扱うことができることとしており、これを「19条5項指定」と呼んでいます。

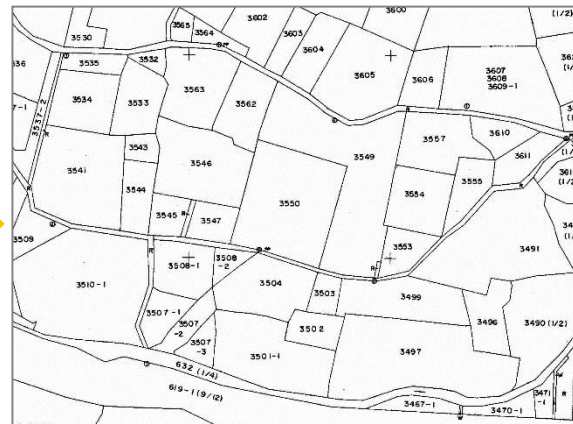
○19条5項指定の対象となる測量・調査については、原則として一の地域(連続する土地)の面積が500㎡以上であれば、事業者等の制限はなく、全て指定を受けることが可能です。

19条5項指定されると・・・

公図



登記所における正式な地図



正式な地図(不動産登記法第14条第1項の地図)として備え付けるために、登記所に送付されます。

測量成果である地図が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

○境界紛争を未然に防止し、安心して土地取引が可能

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同等に扱われるので、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来の土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができます。

地籍整備推進調査費補助金制度(民間事業者等向け)の概要

○民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、
19条5項指定申請に必要な測量・調査、成果の作成に係る経費に対し補助する制度

→成果が地籍調査と同等以上の精度または正確さを有することが必要

○補助金の応募要件

事業主体：民間事業者等

対象地域：DID(人口集中地区)、又は、都市計画区域

※ただし地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域は除く

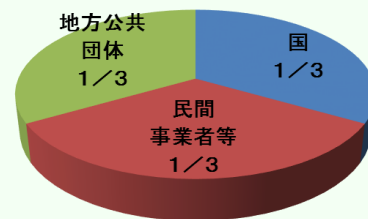
面積要件：一地区あたり500㎡以上

補助率：民間事業者等1/3以内(間接補助)

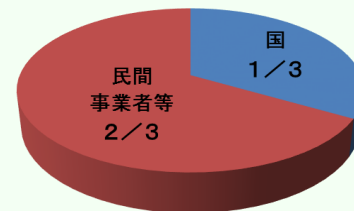
※ただし、地方公共団体の補助する額の1/2が限度
 (地方公共団体が補助制度を設けていることが必要)

民間事業者等1/3以内(直接補助)

民間事業者等(間接補助)



民間事業者等(直接補助)



※この円グラフは一例で、負担割合は変わることがあります。

補助対象経費

19条5項指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限り、(19条5項指定申請に必要な追加的経費だけでなく、測量・調査費用全体が補助対象)

調査計画作成

専門家による検討に要する費用等

既存資料等収集・整理

境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等

現況調査

現況地物の測量に必要な基準点の設置に要する費用等

境界確認

現地調査や現地立会に要する費用等

予備調査

作成した成果図等の精度検証に要する費用等

成果作成

測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等

19条5項指定申請の手引きの目次構成

国土調査法第19条第5項指定申請の手引きは、第1章において、19条5項指定の概要。第2章において、必要となる作業・手続きに関する解説とその費用に対して活用可能な補助金の説明。第3章において、地籍調査と同等以上の精度と正確性を有することを担保するために必要な公共測量の手続きに関する説明。第4章において、申請類型毎の実務に関する解説。第5章において、地方公共団体地籍部局が既存測量成果を活用し、19条5項指定申請を行う手法についての紹介。という構成となっています。

1. 国土調査法第19条第5項指定制度の概要

1-1 国土調査法第19条第5項指定とは

1-2 19条5項指定のながれ

1-3 19条5項指定のメリット

1-4 19条5項指定の要件

1-4-1 19条5項指定の要件

1-4-2 登記所備付地図として備え付ける要件

1-4-3 19条5項指定が義務付け及び推進されている事業

1-5 19条5項指定の調査類型

1-5-1 19条5項指定を推進する事業の拡大

1-5-2 登記後申請と登記前申請

2. 必要な作業と手続き

2-1 調査に必要な作業概要

2-2 作業内容

2-2-1 調査計画作成等

2-2-2 基準点測量

2-2-3 現況・復元測量

2-2-4 境界確認

2-2-5 境界測量

2-2-6 面積計算

2-2-7 登記手続

2-2-8 精度管理

2-2-9 作図

2-2-10 申請書類作成(19条5項指定申請図等作成)

2-2-11 電子成果作成

2-3 地籍整備推進調査費補助金

2-3-1 地籍整備推進調査費補助金の主旨

2-3-2 地籍整備推進調査費補助金の調査対象地域

2-3-3 地籍整備推進調査費補助金の補助率

2-3-4 地籍整備推進調査費補助金の対象経費

2-3-5 地籍整備推進調査経費の算定の限度

2-3-6 地籍整備推進調査費補助金の事務のながれ

3. 測量法に基づく手続き

3-1 公共測量の手続き

3-1-1 公共測量とは

3-1-2 公共測量の手続きのながれ

3-1-3 公共測量申請書作成

3-2 既知点の選定の留意点

4. 申請類型毎の実務について

4-1 登記後申請の実務

4-1-1 登記後申請とは

4-1-2 登記後申請に関する通知

4-1-3 登記後申請の留意点

4-1-4 登記後申請の申請書類

4-2 登記前申請の実務

4-2-1 登記前申請とは

4-2-2 登記前申請に関する通知

4-2-3 登記前申請の留意点

4-2-4 登記前申請の申請書類

5. 既存測量成果を活用した19条5項指定申請

5-1 既存測量の活用

5-2 成果修正業務のながれ(例)